

令和2年度 第1回岩手県建築審査会 議事録

1 日時 令和2年8月31日(月) 13:30～

2 場所 岩手県庁 8階 8-L会議室

3 出席者

(1) 審査会側

中村孝幸会長、三宅諭委員、漆戸宏宣委員、佐藤あすか委員、山崎朗子委員

(2) 事務局(県)側

辻村技術参事兼建築住宅課総括課長、刈谷技術主幹兼建築指導担当課長、
高橋主任主査、高橋主任、高橋技師

4 報道機関及び傍聴者

(1) 報道機関 0名

(2) 傍聴者 0名

5 議事等

(1) 開会

(建築指導担当課長)

定刻となりましたので、ただいまより、令和2年度第1回岩手県建築審査会を開催いたします。私は本日司会進行を務めさせていただきます建築住宅課建築指導担当課長の刈谷と申します。宜しくお願いいたします。

本日は、委員5名全員のご出席を頂いておりますので岩手県建築審査会条例第3条第2項の規定を満たし、当審査会が成立していることをご報告します。

それでは、審査会の開催にあたりまして、建築住宅課総括課長の辻村よりご挨拶申し上げます。

(2) 挨拶

(建築住宅課総括課長)

【挨拶省略】

(建築指導担当課長)

ありがとうございました。ここで、任期満了に伴う委員の改選後の審査会開催でありますので、改めまして、委員の皆様と事務局の職員を紹介させていただきます。

【紹介省略】

それでは、議事に入る前に、本日配布しております資料のご確認をお願いします。

まず、「次第」と「建築基準法(抜粋)」等の法令を1冊に綴じております。

次に、議案書としまして、議事(1)諮問事項ア、諮問事項イ、諮問事項ウ及びエの参考資料、

諮問事項ウ、諮問事項エ、議事(2)報告事項、それぞれ1部ずつ配布してございます。

本日、お配りした資料に不足等ございましたら、事務局へお申し出ください。

(3) 会長等の選任について

(建築指導担当課長)

それでは、次第3「会長等の選任について」でございます。

今回は前会長の任期満了後、初の審査会で現在会長職が不在となっておりますことから、まず会長の選出を行い、併せて職務代理者の選出を行います。会長及び職務代理者の選出にあたりましては、配布資料「建築基準法（抜粋）」にありますとおり建築基準法第81条の規定により、委員が互選することとなっております。

この会長等選出にあたりまして、進行役の選任を事務局にお預けいただきたいと存じますがいかがでしょうか。

[各委員異議なし]

(建築指導担当課長)

ありがとうございます。御異議がないようですので、進行役を前期から委員に再任しております中村委員をお願いいたします。

(中村委員)

御指名でございますので、進行役を務めさせていただきます中村と申します。宜しく申し上げます。

それでは、会長の選出を行います。先ほどの事務局の説明のとおり、委員が互選することとなっております。

選出につきましては、指名推薦によることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[各委員異議なし]

(中村委員)

異議なしとの声がありましたので、指名推薦により選出することといたします。

それでは指名推薦される方は挙手をお願いします。

(中村委員)

はい、三宅委員。

(三宅委員)

会長に中村委員を推薦します。

(中村委員)

私を会長にということですが、他にございませんか。
それでは、他にいないようですが、私が会長を務めることとしてよろしいでしょうか。

[各委員異議なし]

(中村委員)

ありがとうございます。
異議なしとのことでしたので、僭越ながら会長を務めさせていただきます。
皆様、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、一旦、進行を事務局へお返しします。

(建築指導担当課長)

ありがとうございました。中村委員が建築審査会長として、決定いたしました。
中村会長、今後ともよろしくお願いいたします。
それでは、中村会長には会長席に移っていただき、ご挨拶を賜りたいと存じます。

(中村会長)

【挨拶省略】

(建築指導担当課長)

ありがとうございました。
それでは、引続き職務代理者の選出を中村会長に進行をお願いいたします。

(中村会長)

建築基準法第 81 条の規定に基づき会長の職務代理者を委員の互選により定めたいと思います。
選出方法は指名推薦によることとしたいと思います。いかがでしょうか。

[各委員異議なし]

(中村会長)

異議なしとの声がありましたので、指名推薦により選出することといたします。
それでは、指名推薦を行う方は挙手をお願いします。

(中村会長)

はい。佐藤委員。

(佐藤委員)

三宅委員を推薦いたします。

(中村会長)

ありがとうございます。他に推薦される方はおりませんか。

(中村会長)

三宅委員を職務代理者ということでご異議ございませんでしょうか。

[各委員異議なし]

(中村会長)

それでは三宅委員に決定したいと思います。どうぞ宜しくお願いします。

(4) 議事

(建築指導担当課長)

それでは、次第4議事に入らせていただきますが、審査会の議長は岩手県建築審査会条例第3条の規定により会長が務めることとされておりますので、ここからは中村会長に議事の進行をお願いいたします。

(会長)

始めに、議事録署名人を指名したいと思います。岩手県建築審査会運営要綱第2条により、議長である私から指名させていただきます。

本日の審査会の議事録署名人は三宅委員と佐藤委員のお二人をお願いします。

次に、本日の審査会の公開・非公開について、事務局から説明願います。

(事務局)

事務局の高橋と申します。私から、本日の審査会の公開・非公開についてご説明いたします。

本日は次第に記載のとおり、議事(1)諮問事項4件、議事(2)報告事項1件となります。

まず、諮問事項のア「建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の許可について(八幡平市)」につきましては、地方公共団体の案件であり、「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」1の(3)に基づき公開することとします。

次に、諮問事項のイ「建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築物の許可について(宮古市)」につきましては、申請者が地方公共団体の案件であり、「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」1の(3)に基づき公開することとします。

次に、諮問事項のウ「建築基準法第43条第2項第2号の規定による建築物の許可について(紫波町)」につきましては、申請者が個人の案件であり、「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」1の(1)に基づき非公開とします。

次に、諮問事項のエ「建築基準法第43条第2項第2号の規定による建築物の許可について(滝沢市)」につきましては、申請者が個人の案件であり、「岩手県建築審査会の公開・非公開の基準」1の(1)に基づき非公開とします。

次に、報告事項の「建築基準法第43条第2項第2号に係る一括同意基準」により許可をなした案件につきましては、個人情報が含まれておりますので同基準の1の(1)に該当するため非公開となります。

以上で、説明を終わります。

(会長)

それでは、議事(1)諮問事項ア及びイにつきましては公開することとします。
議事(1)諮問事項ウ、エ及び議事(2)報告事項につきましては非公開とします。
皆様、ご異議ありませんか。

[各委員異議なし]

(会長)

ご異議がないようですので、議事(1)諮問事項ア及びイは公開とし、議事(1)諮問事項ウ、エ及び議事(2)報告事項は非公開といたします。

○議事(1)諮問事項ア

(会長)

それでは、議事に入ります。

(1)諮問事項のア、建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定による建築物の許可について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

諮問事項ア「建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の規定による建築物の許可について」についてご説明いたします。

今回、八幡平市の第一種住居地域内において、地区公民館及び渡り廊下の増築が計画されており、その計画は建築基準法の日影に関する規定に適合しませんが、建築確認申請の手続きを行うにあたり、建築基準法第 56 条の 2 第 1 項ただし書により許可を得ようとするものです。

資料は、お手元の「令和 2 年度第 1 回岩手県建築審査会 議案書」を 1 枚めくっていただいた、議事(1)諮問事項アからとなります。

諮問事項の内容を説明する前に、まず、簡単に建築基準法第 56 条の 2 についてご説明いたしますので、資料の 16 ページをご覧ください。こちらは、中高層建築物の日影に関する建築基準法の抜粋を掲載しております。

17 ページには、建築基準法の別表第 4 の表を掲載しており、この中で、一定時間以上その地域に日影を生じさせないよう基準が定められております。

また、19 ページには、本県の建築基準法施行条例の日影の区域等の指定に関する条文を掲載しております。地方公共団体の条例で指定する区域内にある建築物の冬至日の真太陽時（実際の太陽が南中する時を基準にしてきめた時刻）による午前 8 時から午後 4 時までの間において、それぞれ平均地盤面からの一定の高さの水平面が日影となる時間について規定されております。

これらのことを図にしたものが 15 ページに掲載されておりますので、ご覧ください。

こちらは、今回の事案である第一種住居地域を例に表したもので、資料 17 ページの建築基準法別表第 4 と、19 ページの県条例抜粋に下線を引いている内容を図にしております。

第一種住居地域の場合、平均地盤面から 4m の高さの水平面において、隣地境界線から 5m を超え、10m 以内の範囲については、5 時間以上日影が生じないようにしなければならず、10m を超える範囲については、3 時間以上日影が生じないようにしなければならないという規定となっております。

15 ページ下段については、法律を守っている図となっておりますので、5 時間日影は 5m の線の内側に納まっておりまして、3 時間の日影は 10m の線の内側にあります。

しかしながら、この規定に適合しない建築物であっても、資料 16 ページの下線部分、建築基準法第 56 条の 2 第 1 項のただし書きに、「特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合には、この限りでない。」と規定されているところです。

今回の許可申請のありました物件についてご説明します。

資料の 2 ページをご覧ください。

申請者 八幡平市長 田村正彦からの申請で、八幡平市平館地内の敷地内に木造平屋建と鉄骨造平屋建の建築物を敷地内に増築する計画において、同一敷地内にある既存建築物からの日影が建築基準法に適合していないことから許可の申請がありました。

本案件の敷地は、都市計画法に定める用途地域が第一種住居地域と近隣商業地域となっており、現在の日影図は 9 ページの状況となっております。右側下の方に拡大図があります。

本案件の申請建築物の敷地内北側にある既存体育館と記載されている建築物については、昭和 62 年に新築し、既存コミュニティセンターと記載されている建築物については、平成元年に新築しております。

その時点ではこの敷地には、用途地域の指定はなく容積率が 10 分の 40 であり、その後、平成 16 年 5 月 17 日に用途地域が第一種住居地域、容積率が 10 分の 20 に定められたことから、日影規制に関しては、法による規制が適用される前からある建築物であります。第一種住居地域内に規定を超える時間の日影を落としている状況となっており、いわゆる既存不適格建築物となります。

このため、今回の地区公民館及び渡り廊下の増築にあたっては、増築後において適法な状態とする必要がありますので、計画について同項のただし書の規定による許可が必要となったものです。

現況の日影は 9 ページの状況となります。地区公民館及び渡り廊下の増築後の敷地全体の日影図は 10 ページのような状況になります。体育館から南に延びているのが渡り廊下で、その下側の矢印部分が今回増築する地区公民館になります。先ほどの 9 ページの日影図と比べても、既存不適格となっている部分の規制される日影時間は増加しません。

また、既存不適格の日影を落としている土地の現況は、耕作されていない農地であります。13 ページの写真のような状態です。体育館北側の田んぼは現在耕作されておらず、放置されており、雑草が生えている状態でございます。

このことから、本案件について、今回の増築により周辺の居住環境を害するものではないと判断したことから、許可を行うにあたり、審査会の同意をいただければと思います。

なお、今回の申請にあたり、消防長からは 7 月 6 日付けで既に同意を得られております。

以上で諮問事項アの説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

(会長)

ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご質問等はございませんか。

既存建物の日影について既存不適格ではありますが、増改築後の日影状況の変化はないという内容でございました。

影響する土地につきましても、先ほどご説明がありましたとおり、農地で使用していない土地でございます。

ご質問よろしいでしょうか。

[各委員質疑なし]

(会長)

それでは、まとめに入りたいと思います。

議事(1)のア、建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の許可については、原案のとおり同意することでご異議ありませんか。

[各委員異議なし]

(会長)

ご異議がないようですので、議事(1) 諮問事項のアにつきまして、原案どおり同意することに決定いたしました。

○議事(1)諮問事項イ

(会長)

それでは、次の議事に入ります。

(1)諮問事項のイ、建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築物の許可について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、諮問事項イ「建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築物の許可について」説明いたします。

はじめに、資料の1ページをご覧ください。

申請内容及び提案理由についてですが、宮古市長 山本正徳から申請のありました、宮古市内の一般県道宮古港線の歩道上にバス停留所の上屋を建築することについて、道路内の建築を許可しようとするものです。

本計画は、令和2年度から小学生児童の通学に利用されている既存のバス停留所について、雨天時等の利用者の待機場所として、宮古市が上屋を整備しようとするものです。

バス等の停留所の上家を建築することは、建築基準法第44条第1項による道路内の建築制限を受けることとなりますが、同条同項第2号の規定により公益上必要な建築物で通行上支障がないと認められることから、許可しようとするものであります。

次に、資料の2ページをご覧ください。こちらは関係法令です。

建築基準法第44条の道路内の建築制限については、原則として道路内に建築物を建築してはならないとされていますが、同条第1項第2号により、「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」は、建築できることとなっております。

また、バス停留所は、平成19年6月20日付け技術的助言により、「公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物に該当する。」とされており、本申請におけるバス停留所の上屋についても、「その他これらに類する公益上必要な建築物」に該当するものと思料され

ます。

次に、3ページをご覧ください。こちらは計画の概要です。

申請者は、宮古市長 山本正徳、敷地の位置は、宮古市小山田一丁目1、敷地面積は、28.99㎡、用途地域は工業専用地域、防火地域等については法第22条区域（屋根不燃区域）となっております。

計画建築物の概要については、用途はバス停の上家、構造はアルミニウム合金造、延べ面積は9.12㎡で、計画の棟数は1棟となっております。

4ページをご覧ください。

こちらは、上屋のイメージとしての製品カタログを添付しておりますが、上屋本体の色は、ステンカラー（ベージュがかかった金属色）となっております。

5ページをご覧ください。こちらは、配置図兼付近見取り図です。

左上の付近見取り図をご覧ください。

申請場所については、宮古駅（宮古市新庁舎）から約1km南に位置し、県道宮古港線の道路管理区域内にあります。

図面右下の配置図をご覧ください。

県道の車道の幅員は10m、申請敷地側の歩道は広く、約6mの幅を有しています。道路管理者は、沿岸広域振興局土木部宮古土木センターとなります。

バス停は申請場所に従前から設置されており、国の合同庁舎前のバス停として利用されているものです。

12ページをご覧ください。計画位置の現況写真を添付しております。

赤い点線で囲っているところが、バス停下屋の設置位置となります。

上の写真の奥の方が宮古駅方面であり、橋を渡りましてすぐのところに国の合同庁舎、その前にバス停がございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

左下は平面図を兼ねた基礎伏図、左上は立面図兼断面図、右下は屋根伏図となっております。屋根の幅は4.56m、奥行きは2mで、柱5本で屋根を支持する構造となっております。

柱及び屋根はアルミ押出型材（不燃材）で、上屋の背面及び両側面に、ポリカーボネート製の側面パネルが設置されています。

上家の有効高さについては、左上の立面図により、歩道から2.5m、歩道の有効幅員は、右上の詳細図により、4.387mとなっております。

7ページをご覧ください。こちらは申請理由書です。

1 許可に係る経緯についてですが、今回、上屋を設置しようとするバス停は、従前は利用者が少ない状況でありましたが、令和元年度に、当該地区の小学生児童が通学する小学校が統廃合されたことに伴い、通学する学校が変更になったため、路線バスを利用して通学することとなりました。当該バス停は、その小学生児童20名程度が通学のために利用されています。

令和2年度に実際の路線バスによる児童の通学が始まり、当該バス停は児童が朝の通学の際に利用するもので、バスが到着するまでの待機場所となっております。

雨天時など、実際の利用にあたって、待機場所として上屋の設置が必要との声が寄せられ、宮古市では、現地確認の上、歩道幅員等の状況からは上屋設置が可能と判断したことから、今回、

申請が行われました。

2 建築後の維持管理についてですが、バス停上屋は、宮古市の財産として、宮古市で維持管理を行い、具体的には、定期的に現状を確認し、破損や異常等がある場合、宮古市において速やかに対応することとなっております。

8 ページ、9 ページは、宮古市が実施した、当該バス停についての交通量調査資料です。

8 ページ上段は、平日の令和2年7月8日水曜日の調査結果です。

傾向としては、

- ・車道は、8時半～9時（通勤）及び16時半～18時（帰宅・買物）の時間帯の交通量が多い。
- ・歩道は、バス利用者及び合同庁舎来訪者の通行が大部分を占めるが、交通量は少ない。

という状況となっております。

8 ページ下段は、休日の令和2年7月12日日曜日の調査結果です。

傾向としては、

- ・車道は、12時半～15時半（買物等）の時間帯の交通量が多いが、目立ったピークはない。
- ・歩道は、買物客等の若干の通行はあるが、交通量としては少ない。

という状況となっております。

次の9ページは、バス停の利用状況です。交通量調査を実施した7月8日、7月12日、の調査結果となります。

先ほどの申請理由にありましてとおり、小学生の朝の通学利用が22名と多く、その他の時間帯では1、2名の利用となっております。

10 ページをご覧ください。許可申請に係る通行上支障がないことの検討結果について説明します。

(1)バス停上家の規模及び構造のうち、有効高さについては、2.5mです。関係法令である、道路法に基づく道路構造令第12条により、歩道面から有効高さ2.5m確保するよう規定されており、計画は条件を満たしています。

(2)上家の設置場所については、その他の建築物の敷地から道路への出入口がない等、周辺の土地利用状況を鑑みても、通行上支障がないと考えられます。

(3)歩道の有効幅員については、4.387mです。平成6年6月30日付け「ベンチ及び上家の道路占有許可の取り扱いについて」の中で、歩道の有効幅員が、原則として2m以上確保できる歩道と規定されており、計画は条件を満たしています。

(4)関係機関の意見については、道路管理者から道路占有許可を受けております。なお、所管する警察の意見については、道路占有許可の手続きで、道路管理者から所管する警察署へ協議の上、同意いただく手続きとなっていることから、この道路占有許可証をもって所管する宮古警察署の同意を得たものとしております。

なお、計画地の管轄する消防署長の同意を受けていることを申し添えます。

本計画については、これらの条件を満たしていることから、通行上支障がないものと判断するものであります。

以上で諮問事項イの説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

(会長)

ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問等はございませんか。

(佐藤委員)

特に問題はないと思いますが、1点お聞きしたかったことがあります。12 ページの上の写真の左下部分に視覚障がい者の方の黄色のブロックが見えますが、そのブロックは上屋の計画されている位置にも配置されているのでしょうか。もし配置されている場合、干渉しないような形で建築されるのでしょうか。

(事務局)

5 ページの配置図をご覧ください。

配置図の右下に赤い点線で囲ってありますが今回の建築物の敷地設定でございます。この敷地の上端の方に四角く賽の目状に配置されているのが点字ブロックでございます。これは、既存の歩道に元々設置されており、今回の計画においては、管理者である宮古土木センターと協議をしたうえで、計画敷地の中に点字ブロックは設置せず、既存の歩道中央にある点字ブロックを使用すると聞いております。

(佐藤委員)

わかりました。

(会長)

審査内容とは関係ないですが、植栽は切ってしまうのですか。

(事務局)

植栽については、国の合同庁舎の敷地内となっておりますので、今回の計画による植栽の変更はありません。

(会長)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

それでは、まとめに入りたいと思います。

議事(1)のイ、建築基準法第44条第1項第2号の規定による建築物の許可については、原案のとおり同意することをご異議ありませんか。

[各委員異議なし]

(会長)

ご異議がないようですので、議事(1)諮問事項のイにつきまして、原案どおり同意することに決定いたしました。

公開案件の議事は以上となります。以降の議事については非公開となりますので、傍聴者並びに報道関係者の方々はご退室をお願いします。

○議事(1)諮問事項ウ

【非公開につき議事録省略】

○議事(1) 諮問事項エ

【非公開につき議事録省略】

○議事(2) 報告事項

【非公開につき議事録省略】

(5) その他

(建築指導担当課長)

中村会長、進行していただき大変ありがとうございました。

それでは、次第5その他となります。

これまでの審議に対しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

[各委員質疑なし]

それでは本日ご審議いただきました議事につきまして、本審査会の同意を頂きましたので、審査会終了後、中村会長より同意書に岩手県建築審査会長印を押印いただきたいと思います。

また、議事録の署名については、後日、書類を発送させていただきます。

(6) 閉会

(建築指導担当課長)

皆様、本日は長時間にわたり、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第1回岩手県建築審査会を閉会いたします。

なお、本日委員の方々にお配りした資料ですが、この資料の中に非公開としました議事(1) 諮問事項ウ、エ及び議事(2) 報告事項がございます。

こちらの資料につきましては、事務局が責任をもって処分させていただきますので、その場においてお帰りいただきますようお願いいたします。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。